

工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領 の制定について（お知らせ）

白石市では、地域建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、建設企業が本市に対して有する工事請負代金債権について流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を支援することを目的として債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領を制定しました。

1．下請セーフティネット債務保証事業を利用する場合における工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

（概要）

(1) 下請セーフティネット債務保証事業

本事業は、事業協同組合等が行う転貸融資と(財)建設業振興基金が行う債務保証を組み合わせることにより、公共工事を受注・施工している中小・中堅建設業者へ低利な施工資金を提供するとともに、下請業者への支払条件の改善を図るための事業です。

(2) 対象工事

本市が発注した請負代金500万円以上の工事で前金払が行われたもので、当該工事の出来高が、既に支払をした前払金及び部分払金以上のもの。（一部の工事を除く）

(3) 対象業者

中小・中堅元請建設業者（資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は従業員数が1,500人以下）

(4) 実施時期

平成21年7月1日から

2．地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

（概要）

(1) 地域建設業経営強化融資制度

本制度は、中小・中堅建設業者が公共工事請負代金債権を担保に事業協同組合等から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けることが可能となる制度です。

(2) 対象工事

本市が発注した前金払が行われた工事で、工事の出来高が2分の1以上のもの。（一部の工事を除く）

(3) 対象業者

中小・中堅元請建設業者（資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は従業員数が1,500人以下）

(4) 実施時期

平成21年7月1日から平成23年3月末日までの間

3．お問い合わせ先

(1) 制度（融資）の手続きに関すること

・宮城県建設業協同組合 電話番号：022-263-1266

(2) 債権譲渡の承諾に関すること

・発注工事担当課